

兵庫県最先端技術研究事業（COEプログラム）よくある質問

R 3. 7

1. 【制度目的・概要について】	
質 問	回 答
①この事業の目的は何ですか。	<p>〔可能性調査・研究〕 産学官連携による萌芽的・準備的な研究調査を支援し、国や県の競争的資金等の獲得による応用研究段階へつなげていくことにより、本県経済の活性化を目指します。</p> <p>〔応用ステージ研究〕 産学官連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトの本格的な研究開発への移行を支援することにより、本県経済の活性化を目指します。</p>
②「可能性調査・研究」と「応用ステージ研究」との違いは何ですか。	<p>「可能性調査・研究」は、成長産業分野での事業化が見込まれる研究開発シーズの実現可能性を調査するフェーズ（先行特許・市場調査、予備実験等）の研究に対して支援します。</p> <p>「応用ステージ研究」は、国等の競争的資金制度の移行を目指し、成長産業分野での事業化のための基盤技術を確立するフェーズ（実用性検証、分析・解析、試作品開発）の研究に対して支援します。</p> <p>このように両者は支援する研究のフェーズが異なるため、補助金額等にも違いがあります。</p>
③委託事業ではないのですか。	<p>本事業は、委託事業ではなく補助事業です。公募により研究プロジェクトの研究に必要な経費を兵庫県が補助します。補助事業であるため、共同研究チームが主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。</p>
④なぜ「補助期間が1年」なのですか。	<p>本事業は、国や県の競争的資金の獲得等による本格的な研究へのステップアップを目的としていることから、次年度(令和4(2022)年度)の競争的資金等の公募が本格化する2022年3月31日まで(令和3(2021)年度中)を補助期間とし、次へつなげていただきたいと思います。</p>
⑤研究開発終了後、必ず本格的な研究につなげなければならないのですか。また、必ず国等の競争的資金に応募しなければならないのですか。	<p>研究開発終了後は、国や県の競争的資金等を活用して本格的な研究へ繋げるよう努めていただく必要があります。応募及び採択の状況については、事業実施後5年間、追跡調査をさせていただき、状況によっては直接事情をお聞きする場合もありますのでご了承ください。</p> <p>なお、資金の種別（補助・委託・出資・融資）や事業の実施者（国・独立行政法人・公益法人・県・市町など）は、特に問いません。</p>

⑥可能性調査・研究に採択されると、次年度以降、応用ステージ研究に優先的に採択されるのですか。	可能性調査・研究採択事業の応用ステージ研究における優先的な採択は想定しておりませんが、可能性調査・研究での研究において必要な技術課題を明確化することによって、結果として応用ステージ研究への採択へとつながることを期待しています。
⑦補助事業で取得した機械装置等の設備の扱いはどうなりますか。	この補助事業で取得した財産の所有権は、共同研究チームにあります。ただし、補助事業以外の目的で使用することは認められず、事業終了後、譲渡や他の用途へ転用する場合には、別に定める規定に従っていただきます。
⑧補助事業で取得した特許等の扱いはどのようになりますか。	この補助事業の実施により得られた知的所有権等の研究成果は、共同研究チームに帰属します。所有持分については、共同研究チーム内で協議してください。

2. 【応募要件・資格について】	
質 問	回 答
①産学官で構成されていないと応募できませんか。	「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成され、「産」のうち少なくとも1者が県内に事業所を有し、かつ県内で研究活動を行っている中小企業者を含む共同研究チームが応募できます。 <u>各機関は研究プロジェクトへの実質的な参加が必要です。</u>
②代表機関の役割は何ですか。	構成員の中から代表機関を選任し、代表機関が補助事業の応募等を行います。研究の実施、補助金の受け入れ等の事務的管理、補助研究期間終了後の検査への対応等、研究プロジェクト全体の遂行について、一切の責任を負っていただきます。そのため、 <u>それらを実施できる能力がある機関</u> を代表機関として選任してください。
③代表機関にはどこがなれますか。	代表機関には、共同研究チーム内の「産」、「学」又は公益法人、産業・研究支援機関（共同研究チームに参加のある場合）がなれます。代表機関は県内に拠点を持つ機関であることが必要です。（検査等は県内拠点で実施します。）
④プロジェクト・リーダーの役割は何ですか。	研究プロジェクトの運営管理、共同研究チーム内の構成員相互の研究調整等を行っていただきます。
⑤プロジェクト・リーダーには誰がなれますか。	共同研究チーム内に属する方（個人）がなれます。代表機関に所属する者である必要はありませんが、代表機関を含めた研究チーム内の調整を十分に実施できる能力を有する方であることが必要です。
⑥採択が決まると研究提案書に記載した補助金希望額が確約されるのですか。	研究提案書に記載の補助金希望額が、確約されているわけではありません。採択後、ヒアリングや補助金交付申請手続きを経て、予算の範囲内で必要と認められる補助金額が決定されます。

3. 【対象産業分野について】	
質 問	回 答
① 対象産業分野は何ですか。	次世代産業（①航空・宇宙、②ロボット、③環境・エネルギー、④健康医療、⑤新素材、⑥AI・IoT・ビッグデータ、⑦自動運転・ドローン）及び⑧オンリーワン技術の8分野のうち、⑥及び⑦の研究が対象となります。 <u>（上記⑥または⑦に該当すれば、それ以外の分野も対象。）</u>
②複数の分野にまたがる場合はどうするのですか。	分野が複数にまたがっていても問題ありません。ただし、研究提案書の分野選択においては、何が「主な分野」に該当するのか示す必要があります。
③補助率、補助金の額はどのようになりますか。	採択プロジェクト1件に対し、可能性調査・研究は、10万円以上～100万円以内の範囲、応用ステージ研究は、100万円以上～1,000万円以内の範囲で、いずれも定額（補助率100%）を補助します。ただし、消費税等補助対象外の経費がありますので、共同研究チームで負担いただく経費は通常発生します。また、補助金額については、 <u>補助金希望額を限度に県予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合があります</u> ので、あらかじめご了承ください。

4. 【評価・採択について】	
質 問	回 答
①評価・採択はどのように行われるのですか。	評価は、外部有識者等で構成される有識者会議を開催し、書面による1次評価と共同研究チームによるプレゼンテーション（ヒアリング）による2次評価を行います。その結果を踏まえ、兵庫県が採択プロジェクトを決定します。なお、2次評価へ進まなかった研究プロジェクトについては、速やかにその旨を連絡します。また、可能性調査・研究については、2次評価は行いません。1次評価により採択プロジェクトを決定します。選定に係る評価の視点については「公募要領」をご覧ください。
②外部評価員はどのような人がなっていますか。	科学技術、研究開発、産学官連携等の知見を有する外部の専門家等による有識者会議を開催します。なお、評価の公平性を保つ必要から、外部評価員の氏名等は公表しません。
③ 採択決定はいつ頃ですか。	採択予定時期は10月頃を予定しています。（「公募要領」に記載しますので参照してください。）ただし、採択決定の時期はあくまでも予定であり、前後する場合がありますので、ご了承ください。
④ 採択数はどのくらいですか。	年度の予算及び提案の希望総額等によります。なお、令和3（2021）年度再公募では「通常枠」の可能性調査・研究5件程度、「DX枠」の可能性調査・研究2件程度、応用ステージ研究3件程度採択を予定しておりますが、応募状況等により、変更の可能性があります。
⑤不採択の場合にも通知がありますか。	不採択の場合にも、書面で通知します。なお、不採択の理由その他評価の経過等については、お答えできません。

5. 【研究提案書について】	
質 問	回 答
①公募要領、研究提案書の入手はどうすればいいですか。	HPから公募要領等をダウンロードできる予定です。なお、この方法で入手できない方は、当課までお問い合わせください。
②英文での公募要領はないのですか。	本制度は、応募・評価等の採択プロセス及び成果の報告に至るまで日本語によることとしており、英文での公募要領は作成していません。
③インターネット（電子メール）で研究提案書は提出できないのですか。	電子メール等での提出には対応できません。研究提案書は記述内容を充分にご確認いただき、必ず期限までにご提出ください。郵送・持参の別は問いません。
④持参と郵送で有利不利はありますか。	持参と郵送による取り扱いの違いはありませんが、郵送による提出については、不足する書類が著しく多い場合など、締め切り日までに受付できないこともありますので、提出に際しては十分ご注意ください。
⑤研究提案書を郵送した場合、締切日当日の消印は有効ですか。	締切時間以降の到着は無効とし受理しません。持参の場合には締切日の受付時間内までに持参ください。（なお、締め切り最終日については長時間の待ち時間が発生する可能性が高いため、あらかじめご了承ください。）締切時間を過ぎたものについては、一切受付せず、ご提出頂いた資料については返送させていただきます。
⑥研究提案書の記載方法について不明な点がある場合は、相談に応じてもらえますか。	書類の書き方等のご相談に応じますので、当課までご連絡ください。また、「研究提案書 記載例」にも解説していますのでご覧ください。
⑦設立後間もない法人で、直近2期分の財務状況が記載できないのですが。	可能な範囲で記載してください。また、研究提案書【様式3】⑩（応用ステージ研究は【様式5】）の資金計画に、詳細な資金計画を記載してください。
⑧研究提案書の作成にあたり、フォーマットを変更していいですか。	研究提案書の記載項目は変更しないでください。ただし、記入内容の分量に応じて項目の間隔等を調整いただくことは可能です。枚数指定をしていないものについては、ページ増減可能ですが、ページ数については「研究提案書チェックシート」に記載の枚数内としてください。
⑨不採択案件と同じものを次年度以降で再提案は可能ですか。	提案いただくことは可能ですが、不採択理由について検討し、内容を改善いただく必要があります。何ら内容を変更することなく再提案いただいても採択は困難です。
⑩研究提案書に経費根拠として見積書を添付する必要がありますか。	研究提案の段階では見積書を添付いただく必要はありません。ただし、採択後、補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただく際に必要となります。
⑪提出した研究提案書の取扱いはどうなりますか。	採択・不採択いずれの場合も研究提案書は原則非公開です。ただし、採択された場合、代表機関名（代表者名）、構成機関名、プロジェクト・リーダー、研究プロジェクト名、研究の概要を公表します。なお、提出いただいた研究提案書は返却しません。
⑫この補助事業に異なる内容で複数の応募をしてもいいですか。	複数の提案をいただくことは可能であり、優れた案件であった場合、複数採択されることも考えられます。その際には、それらの案件が遅滞なく行われるかどうか共同研究チーム内でよくご検討ください。

	また、複数応募については、代表機関だけでなく、構成機関、プロジェクト・リーダーについても同様の考え方です。
⑬国等の補助や委託事業に類似又は同一内容で応募することは可能ですか。	類似又は同一の研究テーマで国等の補助や委託事業に応募いただくことは可能ですが、 <u>必ず、他に応募されている補助や委託事業の内容を研究提案書に明記してください。</u> なお、 <u>同一の内容で複数の補助や委託を受けられませんので、その場合は、速やかにご連絡ください。</u> 既に同一の研究テーマで県や国等の補助や委託事業を受けたことがある、あるいは現に受けている場合は、本事業に重ねて応募いただくことはできません。この取扱いについては、 <u>共同研究チーム内の構成員の1者が代表として応募している場合も同様です。</u> <u>研究提案書に虚偽の内容があれば、採択を取り消す場合もあります。</u>

6. 【補助事業の実施について】	
質 問	回 答
①補助事業で採択された時に、兵庫県と契約等が必要ですか。また補助事業をいつから開始できるのですか。	兵庫県と特別な契約行為をしていただくことはありません。 補助事業は、補助金交付決定日から開始可能となります。採択決定後、補助金交付決定手続き等が必要です。補助事業であるため、共同研究チームが主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。
②補助金交付決定前に本事業のために執行したものは対象となりますか。	対象となりません。補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に発注等に着手したものに限りです。(なお、見積については事前準備と見なすことが可能なことから、補助金交付決定日以前のものでも対象とします。)
③補助対象とならない費用についてどのようなものがありますか。	申請いただいた研究内容以外に使用する経費、経理担当者等の間接的に携わる者の人件費、研究開発に直接的に携わる研究者にかかる各種手当や福利厚生費等は対象となりません。また、消費税、汎用性の高い機器（パソコン、コピー機、事務机等）等も原則補助対象外です。振込手数料も原則補助対象外です。
④補助事業の中で、自社で製造販売したものは補助の対象となりますか。	相手が自社だけでなく、子会社（密接な関係を持つ関連会社を含む）、自社の従業員や役員個人、共同研究チームの構成機関であっても原則対象となりません。研究プロジェクトは、共同研究チームで協力して進められるものと考えています。 どうしても自社等の製品を補助事業で取得しないと当該研究が遂行できないという明確な理由がある場合は、個別にご相談ください。原則は対象外ですが、利潤や人件費等を除外した、当該製品の原材料費等について限定的に認める場合があります。
⑤代表機関で発生する一般管理費は補助対象となりますか。	いいえ、補助対象となりません。当該事業で対象としている事務的経費は、大学・高専と共同研究を実施するにあたり、大学等の規程により義務的に支払う必要のある事務的経費のみです。

⑥消費税の扱いはどうなりますか。	消費税は原則対象外であり、消費税を含まない金額が補助対象経費となります。旅費・交通費は消費税を割り戻した金額で計上してください。その際は実費による交通費(切符)の支給、各機関における旅費規程に基づく旅費支給、どちらにおいても消費税を割り戻してください。
⑦補助金の支払いはどのように行われるのですか。	交付決定後、代表機関より補助金請求書を提出いただき、代表機関に概算払い及び精算払いをする予定です。
⑧補助金を構成員間でどのように配分するのですか。	補助金は代表機関へ一括して支払います。 代表機関以外の構成機関で発生する経費については、①代表機関が一括経理処理(代表機関で発注・支払いを行い、各機関に納品。所有は代表機関)とする、あるいは、②構成機関間で協議の上契約等を交わし、補助金を配分することも可能です。ただし、各構成機関へ補助金を配分した場合でも、構成機関における経理執行状況も代表機関が責任を負うこととなります。支払い関係の証拠書類等も代表機関が支払いを行った場合と同様に用意する必要がありますので、ご留意願います。
⑨講習会・学会等への参加費用は認められますか。	研究に必要な場合は認められますが、出張報告書と、当該年度中の研究プロジェクトにどのように反映できたか(役立ったか)を記載した資料の提出が必要です。
⑩海外出張はなぜ対象とならないのですか。	基本的に、限られた補助金額の中で、旅費の研究費に対する割合が大きくなることは、本事業の意図するところではなく、また、海外の場合、実績確認が難しいことから、海外出張は対象としておりません。

7. 【補助事業終了後の対応について】	
質 問	回 答
①補助事業終了後、何か報告する義務はあるのですか。	本格的研究への移行状況や実用化研究の進捗状況、国等の競争的資金への応募及び採択状況や特許等の取得状況等について、事業終了後5年間に渡り、ご報告をいただきます。 また、取得財産の管理状況についても報告していただきます。その他、補助事業の成果を公表いただくことがあります。
②補助事業による取得財産の取扱いはどうなるのですか。	補助事業終了後は管理台帳により管理していただきます。研究開発を引き続き実施する場合は取得財産を有効に活用いただいても結構ですが、当該研究開発以外の目的に使用する場合には制限があります。その際には事前に承認が必要となり、場合によっては補助金を返納いただく必要がありますのでご留意ください。